

## 第2回中央公園ワークショップの開催

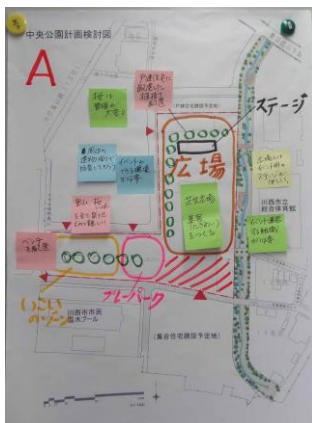
### 第2回中央公園ワークショップを開始しました！

昨年12月より開催しています中央公園の計画づくり「中央公園ワークショップ」の進捗状況をお知らせいたします。

第2回目は、平成26年2月2日（日）13時30分より、市役所2階の202会議室にて開催し、公募市民により、26名（うちお子様1人）の参加がありました。

今回のワークショップのテーマは、「中央公園のイメージを方向づけよう！」です。前回の議論や小学生アンケート結果などを踏まえながら、様々な意見を出し合い、公園のイメージの方向づけと、ゾーニングを行いました。

以下はその当日の様子です。



# 低炭素まちづくり等と建築事前協議について

中央北地区では、土地区画整理事業により整備を進めています。

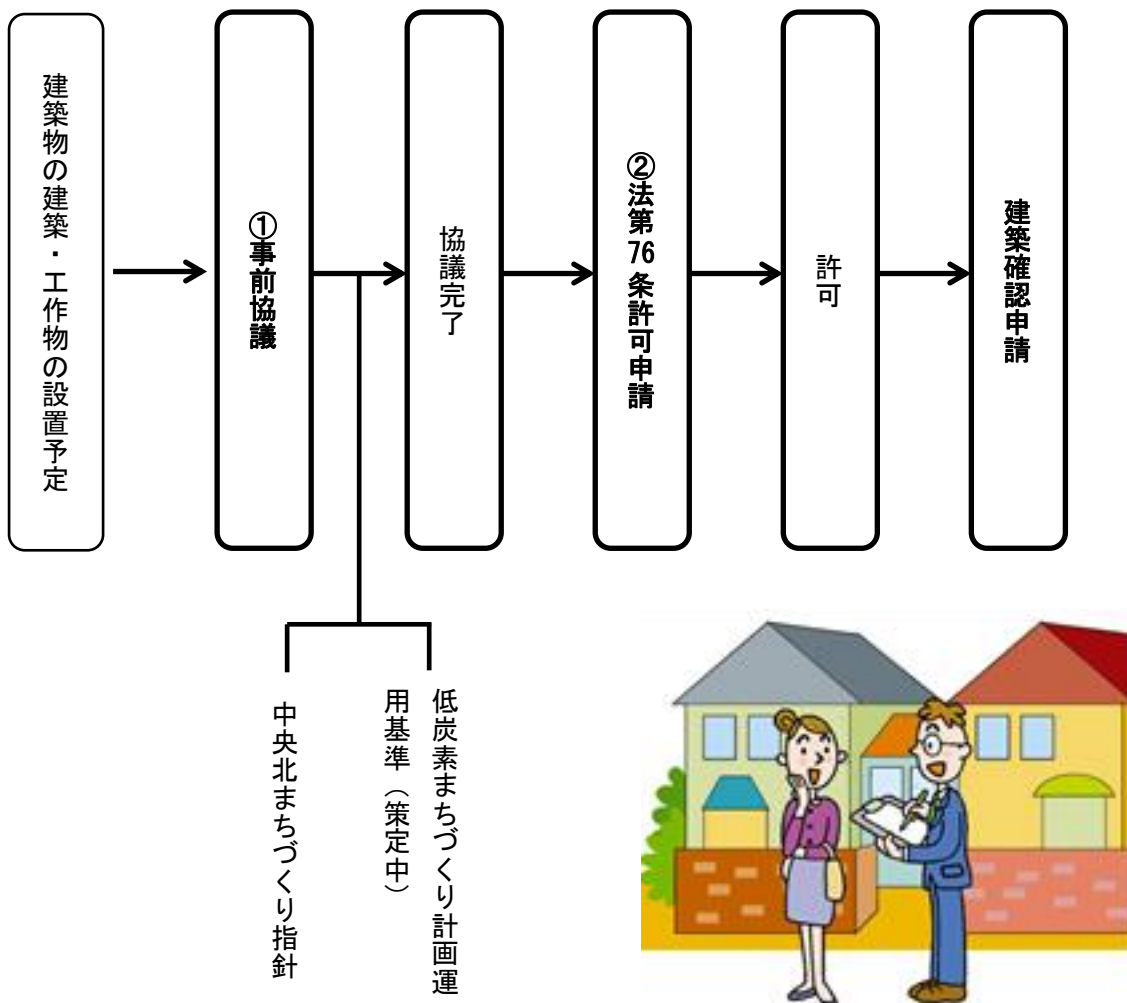
土地区画整理事業では、通常、事業が完了（換地処分の公告がある日）するまでの間、仮換地先で以下の行為（以下、「許可が必要な行為等」といいます。）を行うときは、川西市長の許可（土地区画整理法第76条の規定に基づく許可）が必要になります。（前「区画整理ニュース」第25号をご覧ください。）

土地区画整理法第76条の規定に基づく市長の許可が必要な行為

- 1) 土地の形質の変更（盛土・土砂瓦礫等の搬入堆積・掘削等）
- 2) 建築物その他の工作物の新築・改築・増築
- 3) 重量が5トン以上の物件の設置若しくはたい積

中央北地区内では、さらに、まちづくり指針及び低炭素まちづくり計画に基づいた良好な都市環境の保全及び形成を図り、秩序ある調和のとれたまちづくりに資することを目的として、以下のフローの手続きをお願いします。

（既にご相談をいただいている事業者もあります。）



## ①事前協議

地区内において前述の「許可が必要な行為等」のうち、建築物の建築や工作物の設置を行おうとする場合、「中央北まちづくり指針」、「低炭素まちづくり計画」、及びその「運用基準等」に基づいた建築等の計画であるかを確認するため、事前に条例に基づく協議が必要です。

## ②法第76条許可申請

事前協議が完了しましたら、土地区画整理法第76条の規定に基づく許可のための申請を行っていただきます。

事前協議の詳細については、川西市中央北整備部中央北推進室地区整備課（072-740-1207）までご相談ください。

# 中央北歴史コラム—ちょっとふるさと自慢（19）—

わがふるさととは、自然資源や地理的な優位性を背景に、古代の豪族や源氏発祥のように政治的な勢力が着目し根拠地としてきた歴史と営みがあります。特に、多田源氏の脈流は今日にも流れていると捉えることができないでしょうか。城下町ではないのですが、鎌倉幕府から安堵された多田荘の「御家人」が本拠地とし割拠するなか、国人化していき、多田の「塩川氏」、能勢の「能勢氏」などが山城を構え、勢力を張っていきました。川西市史から転記してみます。

前回に紹介しましたが、塩川氏は鎌倉時代から多田院御家人の筆頭格としてぬきんでた存在で、戦国時代には守護細川氏の家来となって多田荘随一の勢力にのしてきました。一方の能勢氏は鎌倉時代すでに能勢郡を領有し、以後同郡田尻・野間（以上能勢町）の地を根拠としてきました。

両家の関係は、『寛政重修諸家譜』によれば、豊臣時代の当主能勢頼次の兄頼道が、天正8年9月17日、塩川伯耆守長満に欺かれて多田庄において討死したとされています。能勢頼次は地黄城（能勢町）に根拠を置き、この時代も能勢氏と塩川氏のせりあい状態は続いていました。たまたま天正12年（1584年）11月、能勢郡田尻村の農民が川辺郡黒川・国崎村の山内で狼藉をする事件が起き、このため両村のものが口論しついに死人・手負人を多数だす結果となり、両農民がそれぞれ塩川氏、能勢氏に訴え、ついに双方の役人、農民の死者、手負人を出してしまいました。

この事情が惣領家（本家）の塩川国満に報告されましたが、軍勢を動かさずに大阪の豊臣秀吉に訴えました。秀吉は、農民の郡境争論を收拾しなければならない両家が、かえって騒動を大きくしたことは不届きであり、双方和解するよう厳重に申し渡しました。この命令を受けて、両家は双方の農民を捕え、主謀者を罪科（双方10人の死罪、その他のものを追放）に処しました。このわだかまりは、その後さらにひろがりをみせることとなります。

秀吉から能勢と多田の守備を命じられていた塩川国満は、天正14年6月能勢頼次が秀吉の命で島津征伐のため九州に出向いたあと10月に、積年の争いを一挙に解決しようと、兵力の手薄をねらって頼次不在の地黄城と田尻城を攻撃し滅ぼしました。急を聞いた頼次は12月10日大阪に帰着してその由を秀吉に伝えました。秀吉は、頼次不在中に合戦を仕掛けた国満の討伐を決め、12月14日、片桐且元・池田輝政らに山下城を討たせ、国満は切腹してはてました。

多田院御家人が塩川国満に加担して能勢氏攻撃に参加したことが大阪城で問題となり、7百余人中離散した者を除いた200余人の多田院御家人は大阪城へ登城して上意に処置をゆだね、その結果、多田院社領はとりあげられ、知行地（俸禄として給付された土地）もすべて没収されたうえ、今後とも多田院の守護を命ぜられます。これによって多田院御家人たちは無録となって隠住の生活を送ることとなります。

参考：「かわにし川西市史」

## 中央北整備部からのお知らせ

### ❁ 工事のご案内 (PFI 事業区域)

この度、区画整理事業の一環として、PFI 事業の工事を平成 26 年 4 月より順次、進めてまいります。つきましては、ご迷惑にならぬよう注意を払いながら行いますので、ご理解ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

- 工事範囲** 中央北地区特定土地区画整理事業区域内  
(右図参照 PFI 事業区域)
- 工事施設** 豊川橋山手線・火打滝山線の一部  
小花滝山線の一部  
せせらぎ遊歩道南線・北線の一部  
区画道路 (No. 3・6)・水路 (2・4号)  
中央公園・15街区 (整地工事)
- 工事期間** 平成 26 年 4 月～平成 29 年 3 月  
※日曜、祝日は休工します。
- 事業者** キセラ川西 PFI 株式会社  
担当 山本淳史  
TEL 06-6625-3627
- 施工業者** 株式会社奥村組 川西 PFI 工事所  
所長 浜松慎一  
TEL 072-758-6820
- 通行規制** 今後、工事の進捗に併せて適時、  
工事案内ビラ、工事看板等でお知らせいたします。



### 第 92 回 川西市中央北地区まちづくり協議会 計画検討委員会の開催お知らせ (どなたでも参加できます)

日時：平成 26 年 3 月 4 日(火) 17:30～ 場所：市役所 2 階 202 会議室

建築物の建築などを行う場合、土地区画整理法第 76 条許可申請・地区計画の届出が必要です。

登記されていない借地権がある方、権利者が死亡され名義変更されていない方の申告等を引き続き受け付けています！

権利の移動があった場合や、住所氏名の変更があった場合はご連絡を

上記の申告等や「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業」について質問などがございましたらご連絡ください。

川西市 中央北整備部 中央北推進室 地区推進課

TEL: 072-740-1214 FAX: 072-740-1330

日時: 午前 9 時～午後 5 時半 (ただし、土曜・日曜・祝日は除きます)

HP: <http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html>